

内閣府 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	補足資料
8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じ「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。 当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ。保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山市		足利市、船橋市、横濱市、相模原市、加賀市、須賀川市、豊田市、京都府、南あわじ市、鳥取県、美作市、山形県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合が多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受け入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受け入れを拡げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考えられる。 ○当市でも医療的ケア児が保育所入所が出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなりの大きさ。また、看護師の確保も難しい状況であるため、どのくらい保育士や保護者の不安が軽減されるか分からないが、訪問看護ステーションの看護師による訪問看護が保育所で受けられるようになると医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。 ○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所への訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、全額市が費用負担して訪問看護の利用をしている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とすべきである。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」に籍児児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象ではないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○当市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の受け入れが拡大されれば、訪問看護を施設で利用することもでき、医療的ケア児の受入施設数も増えると考えられる。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対する対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。 ○支障事例:本来なら酸素吸入が必要な児であるが、園ではなんとか酸素なしで過ごしている。そのため児は活動を制限したり、保育士も体調に十分に配慮しながら園生活を送っているが、万が一の事態について保育士は常に不安を伴っている。また感度下がいて鼻経からチューブで栄養摂取している児は毎回保護者が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。 地域課題:医療的ケア児におけるニーズの把握 制度改正の必要性等:医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保障するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。 ○現在、医療的ケア児の受け入れがない状況であるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受け入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の選択肢や保護者の就労機会の拡大につながるため、所要の改正が必要である。 ○当市では、16歳以上の対象も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在園生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要がありと考える。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童を連れて行き、処置をしている。 ○当県医療ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担が増えている。(全額自費での対応となっている。) ○提案が具体的な支障事例として指摘している問題は、当県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関へ訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 ○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えられる。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受け入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部門により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援」における多分野の連携WGを設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。 なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受けている状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。 特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間の分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付は、安全かつ効率的な実施に資しないと考えられる。 さらに、保険等々の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とするとは困難である。	保育所等における医療的ケア児の受け入れ促進のため、看護師の配置など受入体制の整備を図る「医療的ケア児保育支援モデル事業」教育支援体制整備事業」については、人材確保の難しさから、なかなか事業の着手に至らないのが実情である。 本市では、保護者が施設に向かいスポーツ的な医療的ケアを行うなどのサポートが出来れば、受け入れ可能となるケースもあることから、こうした場合に訪問看護が活用できれば、児童の症状や性格等に精通した看護師が派遣されることで、保護者の負担が軽減されるとともに、施設においても安心感も高まり、受け入れに向けての第一歩が踏み出せるものと考えている。 園のモデル事業等の導入にあたり、看護師を採用するまでの一定期間、訪問看護を活用できれば、受け入れ体制の進捗に応じて柔軟な対応が可能になる。 本市では、医療的ケア児の受入実績を増やし、ノウハウを蓄積していくことが重要であるとされており、今年度、保育所に訪問看護の看護師を派遣し、一時的に入園生活を体験する事業を予定している。訪問看護には施設看護師への技術指導等、様々な活用の可能性があり、児童が保育所等から小学校へ進学した場合には、同じ訪問看護師のケアを依頼することにより、義務教育課程への移行が円滑になると期待している。 また、モデル事業を実施するにあたり、訪問看護の診療報酬相当額を各自自治体で予算計上する必要があるほか、自治体ごとの契約に基づいたサービスが提供されることとなり、サービス内容に地域格差が生じる恐れがある。	
23	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定地域型保育事業の確力の拡大について	特定教育・保育施設の確保と同様に、特定地域型保育事業の確力の拡大について	本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業について、居住する市町の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所は、本市以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している人が複数人いた場合、当該事業者がその従業員が居住している全ての自治体に確認申請を行う。それを受け各自自治体が当該事業者が所在する市町村から確認について同意を得て、当該事業者を確認する必要がある。これら事務は、事業者にとっても自治体職員にとっても大きな負担となっている。 また、事業所内保育事業については事務負担を考慮され通知により簡便な方法も示されているが、他自治体とのやり取りなどの事務が煩雑である。通知による簡便な方法を実施したとしても、各市町村と調整の上、同意を不要とする旨の協定書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が大きな事務負担となっている。 あわせて、事業所内保育事業だけでなく、利用調整により本市の児童が他市の小規模保育事業を利用する事例もあり、同様の事例が発生している。また、本市の児童が他市の施設を利用する際、その他市の施設が地域型保育事業に該当する施設なのか、その市と同意を不要とする旨の協定書を作成しているかをその都度確認する必要がある大きな事務負担となっている。	子ども・子育て支援法31条・43条、子ども・子育て支援法に基づき支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の留意事項について、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の運用上の取り扱いについて	内閣府、厚生労働省	豊中市	川崎市、豊田市、大阪府、大塚市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、茨子市、広島市、松山市、熊本市	○当市及びその周辺の市町では、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じ、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町との調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法及び通知の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解しづらい。 ○広域利用の場合、少数人の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。 ○当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。 ○広域利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することになるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、給付を支払う場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、特定地域型保育事業者の確認の効力を全園に及ぶこととしても、制度上新たな支障は生じないものとする。 ○事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。 ○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含まれた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育・保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に資するものとする。 ○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。 ○当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。	地域型保育事業は、本来、都都市や離島へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を含頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住民が利用する場合には、市町村の調整が行われることが制度的に担保されている。 ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。 なお、本規定に基づき必要な手続きについては、「子ども・子育て支援新制度」における事業所内保育事業の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。	地域型保育事業の広域利用にあたっては、従前より通知にて取扱いが示されているとおり、どの施設類型においても市町村間の調整を経ることから、結果として確認や同意に準ずるものも利用不可の決定は可能となっている。つまり、確認の効力の範囲を当該市町村に限定することで地域の実情に応じたきめ細やかなニーズ対応を担保しているとは考えにくい。また、確認の効力を拡大した場合でも、その取扱いには特定教育・保育施設と同様のため、本提案の実現による新たな支障は生じないと考える。 確認の効力を拡大することは、広域利用という現在ニーズに柔軟に対応するもので、地域型保育事業が「地域の実情に応じて生じているニーズ」にきめ細かく対応するという点に照らして、事業の本来的な性格を逸脱するものではなく、逆に、より地域の実情を捉えらえた運用であり、地域型保育事業に関する全国の市町村や各事業者の事務効率化につながる効果的措置であると考える。 また、従来から事務の簡素化を図ってきたこととされており、お示しいただいた通知の対象は事業所内保育事業の従業員のみと限定的で、地域性は対象外であるとともに、広域利用され、数が増加している小規模保育事業も対象外のため十分な簡素化とはいえない。なお、従業員の確認を簡素化が可能な取扱いにて行うとしても、同意通知作成のための市町村間での調整業務や確認申請、確認といった手続きは残るため、主要な事務の負担軽減に関する簡素化ではない。 本提案は、地域型保育事業の意義や基準、運営などに変更を生じるものではなく、本来の事業趣旨、性格は踏襲され、保育の質の低下を招くものではないと考える。		

内閣府 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)	各省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるのは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【横浜市】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。</p> <p>【京都市】 以下のことから、必要に応じて、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるべきと考ええる。 ・児童福祉法で医療的ケア児への保育提供体制が義務付けられている中で、被保険者の疾病又は負傷に対する治療のためであれば、訪問看護の対象を拡大しても、公的医療保険制度の趣旨を損なわない。 ・児童福祉法改正の趣旨から、医療的ケア児への保育提供体制を広く構築し、安定的運営が行える環境を整備していく必要がある。 ・訪問看護の適用範囲が拡大され、医療的ケア児が保育所等を利用できることで、保護者の就労が可能になり、保護者の経済的な負担は軽減される。 ・訪問看護サービスを保育時間全てで利用するのではなく、医療的ケアが必要な時間帯だけ、医療保険の対象である居宅における訪問看護と同程度のサービス内容(例えば、経営実費が必要な時間だけ利用する場合、1回の訪問につき、30分から1時間30分程度、1対1での個別サービスの利用)でも対応は可能である。</p> <p>【宮崎市】 保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方について、国における「医療的ケア児への支援」における多分野の連携強化WGにおける議論を注視していく。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 ○1次ヒアリングでは、提案を実現しようとする訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないかと、大きな財政負担を伴うものであり保険者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。</p>	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っている。 保育所や学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する補助を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を訪問看護ステーションに委託する場合であっても、同じように補助の対象としているところである。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師による短時間の対応が適切な場合等、児の医療的ニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、各自治体の状況に応じて活用していることを認識している。 さらに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助も行っている。平成30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられたところであり、各自治体における医療的ケア児の受入れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的な支援が可能となっている。 すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行っていることから、仮にご提案どおり保育所や学校への訪問看護を医療保険の給付対象とするには、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、既存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解を得ること、既存の事業の廃止を含めた整理を行うこと、現行の医療保険給付の対象となる訪問看護と、保育所や学校における訪問看護との性質の違いを加味した上で全国統一的な報酬体系の検討といった課題が考えられる。 また、今回のご提案の背景には、現行の事業の活用上の課題があるものと考えられる。このため、医療保険給付の対象とするかも含め、関係者のご意見も伺いながら、令和2年度中を目標に「医療的ケア児への支援」における多分野の連携強化WGにおいて課題を整理した上で、対応を検討してまいりたい。</p>	5【内閣府】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)	予算等	令和3年度	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所等(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っており、「医療的ケア児への支援」における多分野の連携強化WGにおける検討を踏まえて、さらなる支援について以下のとおり対応した。 保育所等については、令和3年度政府予算案において、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を一般事業化するともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を行うなどの充実を図るための経費を計上している。 学校については、令和3年度政府予算案において、引き続き、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により、医療的ケアに対応する看護師を学校等に配置するための予算を拡充しているほか、「学校における医療的ケア実施体制充実事業」において、中学校区に拠点校を設ける等の小・中学校等において医療的ケア児を受け入れる体制の在り方を調査研究するための経費を計上している。 なお、保育所等、学校、いずれにおいても、看護師の配置については、訪問看護ステーションに委託をする場合についても補助の対象となっている。 また、医療保険制度については、令和2年度診療報酬改定において、保育所等や学校と訪問看護ステーションとの連携を推進する観点から、訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について、算定対象や算定回数の拡大を行った。</p>	
<p>【松山市】 従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかけ離れたものであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施設等の確認」と同様の措置を求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○現状でも、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」(その前段の同意を含む。以下同じ。)が行われる前に、市町村間の調整は利用調整の過程で十分行われているところである。その上で当該「確認」事務を廃止した場合に生じる具体的な支障があればお示しいただきたい。 ○子ども・子育て会議において、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」を廃止することについて、早期に具体的に議論いただきたい。</p>	<p>地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応するという地域型保育事業の性格や、これまでの事務の簡素化の状況を踏まえつつ、更なる負担軽減の必要性、方策等について検討する。</p>	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) (2)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)	法律	公布日(令和2年6月10日)から3月を経過した日から施行。	令和2年6月10日に第10次地方分権一括法(令和2年法律第41号)が公布された。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>	<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。</p> <p>【総務省】 総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。</p>	<p>【内閣府】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するとの趣意に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。</p> <p>【総務省】 総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。</p>	<p>5【内閣府】 (10)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87)市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]</p>	通知	令和元年12月5日	[措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]	
		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>次年度の内示スケジュールを予め前年度中に示すとともに、各市区町村が策定する整備計画に的確な対応が出来るよう、年間複数回の内示を行っているところである。</p> <p>交付決定及び資金交付については、これまでも早期化の取り組みできたところであるが、より一層の改善が図られるよう、地方自治体の意見も踏まえて検討してまいりたい。</p>	<p><令元> 5【内閣府】 (15)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一段の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p> <p><令2> 5【内閣府】 (13)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	事務連絡		<p>「令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について」(令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡) 「令和2年度予算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について」(平成31年1月22日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡)により、令和元年度の内示予定を、令和元年度の内示予定については、「平成31(2019)年度認定こども園施設整備交付金の協議募集(予定)等について」(平成31年1月21日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係、保育課予算係事務連絡)により、令和元年度の内示予定を、平成31年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p><令和元年度内示日(実績)> ・4月内示分:4月1日 ・6月内示分:6月10日 ・8月内示分:8月9日 ・10月内示分:10月11日 ・12月内示分:12月10日</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
48	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受入体制が強化できる。	健康保険法第63条、第68条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福井市		定利市、船橋市、横濱市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県	<p>○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。</p> <p>○当事でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると思われる。</p> <p>○本市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対象総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。</p> <p>○入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに向かうことで入園しているが、保護者の負担が大きいの。</p> <p>○小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、学校等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限されている。そのため、教員等だけでの対応ができない事例でなおかつ看護の中でも専門的スキルが必要とされる事例(人工呼吸器装着時の吸引等)については、市独自で訪問看護ステーションと契約を結び対応しているが、国の補助事業は費用の3分の1のみの補助であり、市の負担が大きい。</p> <p>○本市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。</p> <p>○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。</p> <p>○本市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。</p> <p>○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。</p> <p>○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。</p> <p>○当県医療ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。</p> <p>○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。)</p> <p>○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題は、本県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整しており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。</p>	<p>保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回による経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいります。</p> <p>なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であつて主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の趣意するところではない。</p> <p>特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等での児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむの対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効果的な実施に資さないと考えられる。</p> <p>さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものがあることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。</p>	<p>本市提案の趣旨は、モデル事業等自体を訪問看護に置き換えることにあるのではなく、医療的ケア児の居宅における看護として訪問看護によるケアが定着しているという現状を踏まえ、既に居宅において利用している訪問看護であればその児が必要とする医療的ケアに精通しており、また、保護者との信頼関係も構築されていることから、適正な医療的ケアがスムーズに実施されることといった有利な面があることから、保育所等での継続利用を保護者の選択権の一つとして加えることにある。</p> <p>また、その結果、看護師を確保できるまでのつなぎの期間の利用や、食事など医療的ケアが必要とされる時間帯のみの利用など、多様なニーズに柔軟に対応できる体制を構築できるようにもなる。</p> <p>健康保険法が国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としてしていること、また、児童福祉法第56条の6第2項が、その身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう(略)必要な措置を講ずるよう努めなければならない、としていること(程みと、主治医により集団保育が可能とされ、かつ訪問看護の必要性が認められたのであれば、その提供場所を居宅以外にまで拡大し、集団保育を経験する機会を高めることは必要であると考えます。</p> <p>本市としては、保育所等へ適用範囲の拡大を求めているが、サービスの利用を無制限に可能とすることまで求めているわけではない。</p> <p>具体的には、常駐型等が可能な施設管理での利用ではなく、経営業態など、1回の訪問が1、2時間程度に限られる医療的ケアでの利用で、医療的ケア児ごとにそれぞれ保護者とサービス提供事業者とが1対1で契約を締結した上で利用を想定している。</p> <p>したがって、本提案が実現した場合でも、保育所等の環境や児の状態に合わせた適切な医療的ケアが実施されるものと考えます。</p> <p>また、保険者等の財政負担については、上記の児童福祉法第56条の6第2項の趣旨に鑑みると、利用時間の制限など一定の制限を設けた上での財政負担の拡大は必要なものと考えます。そして、保護者の新たな財政負担については、本提案は、負担が増えたとしても集団保育を経験させたい、という保護者のニーズに応えるものと考えます。なお、過去には、母親が急死したため、やむを得ず子ども契約によって保育所等において訪問看護を利用したケースがあったが、こうしたケースの場合には、むしろ保護者にとって経済的負担の軽減につながることもなる。</p> <p>本市としては、保護者がいくつかある選択肢の中から、経済的負担、身体的負担あるいは精神的負担とメリットとを比較衡量した上で、ベストのものを選択することができるような環境を整えることが重要であると考えます。</p> <p>以上のことから是非とも前向きに検討いただきたい。</p>		
51	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町村の移住支援事業の給付要員人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町村を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町村ではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町村は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の自働人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)	積極的に当該制度を活用したいと考える市町村が単独で申請できるようになれば、県の財政状況等に影響を受けることなく市町村が主体的に移住支援事業に取り組むことができる。	平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に関するQ&A	内閣府	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、亀七町、愛南町、高知県	京都府、朝倉市、熊本市	<p>○それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む市町村の意向が尊重されるべきであり、都道府県との共同提案のみに制限することなく、単独での提案も可能とする仕組みが必要である。</p> <p>○財政的な理由のみで市町村独自の取組みを制限する理由はなく、制度改正の必要性を感じる。</p>	<p>地方創生移住支援事業については、単なる移住を支援するものではなく、移住して地域経済への波及効果等の観点から重要な法人へ就業することを支援するものである。</p> <p>このため、当該法人を選定し、当該法人の求人情報を東京圏の移住希望者に提供するためのマッチングサイトを構築・運用する。マッチング支援事業(事業主体：都道府県)と連携して実施することとしている。</p> <p>また、地方創生推進交付金の申請手続や会計事務など、市町村に関する交付金事務については、都道府県は内閣府から事務委任を受けており、先駆・横展開タイプの市町村単独申請については、その事業内容を都道府県として把握しているため、地方創生移住支援事業においても、同様の事務委任を受ければ、市町村単独申請についても、その事業内容を都道府県として把握することが担保されることとする。</p> <p>これらの理由から、市町村の単独申請が可能になったとしても、都道府県の関与が前提となることは現状と変わらず、新たな支障も生じないと考えられる。</p> <p>※平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出についての別添1―「移住支援事業・マッチング支援事業」についての1の1の1において、「財政負担割合は、国1/2とし、地方分は、原則として、移住支援金、移住支援金の支給に係る事務経費のいずれについても、都道府県1/4、市町村1/4とする。」と記載している。</p> <p>また、上記の地方負担分の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。</p>	<p>地方創生移住支援事業については、都道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金対象求人掲載すること(平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡 別添1―1<1>「移住支援事業」4(A)(2)①の2つ目の「J」)が移住支援金の支給要件であるため、市町村の単独申請が可能とすることも、移住支援金対象求人の選定等に際し、都道府県との事務的な連携は必要不可欠である。</p> <p>また、地方創生推進交付金の申請手続や会計事務など、市町村に関する交付金事務については、都道府県は内閣府から事務委任を受けており、先駆・横展開タイプの市町村単独申請については、その事業内容を都道府県として把握しているため、地方創生移住支援事業においても、同様の事務委任を受ければ、市町村単独申請についても、その事業内容を都道府県として把握することが担保されることとする。</p> <p>これらの理由から、市町村の単独申請が可能になったとしても、都道府県の関与が前提となることは現状と変わらず、新たな支障も生じないと考えられる。</p> <p>財政的な負担については、現行制度のまま都道府県の負担割合を下げることに伴って市町村の理解を得ることは、県との共同申請が前提である以上は困難と考えられるが、都道府県との共同申請と市町村単独申請の選択が可能となつた上で市町村単独申請を選ぶ市町村は、財政的な負担について納得した上で申請することになるため、都道府県の財政負担に関係なく本事業を実施したい市町村は積極的に本事業を活用することができ、本事業の一部の活用促進に資すると考える。</p> <p>以上のことから、地方創生移住支援事業について、市町村の単独申請を可能とさせていただきたい。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年12月からの提案等に關する対応方針 令和元年12月23日閣議決定(記載内容) ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【横浜市】</p> <p>医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくことが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。</p> <p>【稲原市(別紙あり)】</p> <p>訪問看護の訪問時間が90分以内であるから、対応できないとは言えない。訪問看護を複数組み合わせることで、学校生活を支えることも可能。</p> <p>教員資格のない看護師は医療的ケアしかできないため、他児童生徒、クラス運営、看護師自身の持ちも無沙汰な状況等様々な影響がある。影響を無くすには、必要なときの訪問看護を活用するのが妥当。</p> <p>また、市町村で看護師を1名雇用の場合、労働基準法に定められた休憩を取ることが困難で、別途1名、休憩をとるために雇う必要がある。1時間のケアだけのために、専門性が高く貴重な看護をする人材確保は実質困難で、実際、1名の看護師が休憩なく働かざるを得ない。これが、現在の市町村での医療的ケアでの課題。</p> <p>そもそも人工呼吸器の管理及び吸引は専門性が高く、看護師全員ができるような行為でない。このことを踏まえると、該当児童生徒ほぼ全員が、医師の指示のもと、就学前はどこかの訪問看護を利用して、技術が確立され安全性が高く、保護者との信頼関係もある訪問看護の活用が、学校現場での安全策。</p> <p>現行、訪問看護は医療保険適応が厚生利用のみであるため、市町村が全額自費負担で訪問看護と契約を実施。教育支援体制整備事業費補助金では3分の1の補助しかなく、市町村の財政負担は大きい。</p> <p>障害者差別解消法により、保護者の付き添いなしに医療的ケア児が学校生活を実施できる権利を保障しなければならないことも踏まえ、日常生活の場の一部に学校があるため、日常生活に医療的ケアが必要であると主治医が認め指示書がある場合、学校・幼稚園等、訪問場所を問わず訪問看護を医療保険適応することが障害者の権利を維持するためにも必要。</p>	有	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。</p> <p>○1次にアライングでは、提案を実現しようとする訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないかと、大きな財政負担を伴うものであり保護者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。</p>	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っている。</p> <p>保育所や学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する補助を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を訪問看護ステーションに委託する場合であっても、同じように補助の対象としているところである。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師による短時間の対応が適切な場合等、児の医療的ニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、各自自治体の状況に応じて活用いただいていると認識している。</p> <p>さらに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助も行っている。平成30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられたところであり、各自自治体における医療的ケア児の受入れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的な支援が可能となっている。</p> <p>すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行っていることから、仮にご提案どおり保育所や学校への訪問看護を医療保険の給付対象とするには、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、既存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保護者からの理解を得ること、既存の事業の廃止を含めた整理を行うこと、現行の医療保険給付の対象となる訪問看護と、保育所や学校における訪問看護との性質の違いを加味した上で、の全面統一的な報酬体系の検討といった課題が考えられる。</p> <p>また、今回のご提案の背景には、現行の事業の活用上の課題があるものと考えられる。このため、医療保険制度で対応するかも含め、関係者のご意見も伺いながら、令和2年度中を目途に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において課題を整理した上で、対応を検討してまいりたい。</p> <p>なお、共同提案自治体より医療的ケア児の支援に対する自治体の負担軽減に関する言及があつたが、医療保険制度は保険料と公費と利用者負担から成り立っており、たとえ自治体が利用者分を負担したとしても、自治体の負担を保険料に転嫁することになるということを念頭に置く必要がある。また、学校に医療的ケアのための看護師を配置する際の自治体分の経費については地方財政措置が講じられているところであり、さらに、これまで巡回のみとした幼稚園に対しても医療的ケアのための看護師が配置できるよう令和2年度概算要求を行ったところである。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(1) 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金</p> <p>医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省・文部科学省及び厚生労働省)</p>	予算等	令和3年度	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所等(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っており、「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における検討を踏まえ、さらなる支援について以下のとおり対応した。</p> <p>保育所等については、令和3年度政府予算案において、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を一般事業化するとともに、哮喘吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を行うなどの充実を図るための経費を計上している。</p> <p>学校については、令和3年度政府予算案において、引き続き、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により、医療的ケアに対応する看護師を学校等に配置するための予算を拡充しているほか、「学校における医療的ケア実施体制充実事業」において、中学校区に拠点校を設ける等の小・中学校等に医療的ケア児を受け入れる体制の在り方を調査研究するための経費を計上している。</p> <p>なお、保育所等、学校、いずれにおいても、看護師の配置については、訪問看護ステーションに委託する場合についても補助の対象となっている。</p> <p>また、医療保険制度については、令和2年度診療報酬改定において、保育所等や学校と訪問看護ステーションとの連携を推進する観点から、訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について、算定対象や算定回数拡大を行った。</p>	
		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>		<p>御指摘の財政負担については、現行制度において、地方分の財政負担割合を「原則として」都道府県1/4・市町村1/4としつつも、地域の実情等に応じて変更することを可能としている。このため、都道府県の財政負担に関係なく本事業を実施したい市町村が積極的に本事業を活用することができるよう、措置済みである。</p> <p>また、上記の財政負担の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(14) 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。〔措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)〕</p>	通知	令和元年12月5日	<p>「地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について(周知)」(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
77	B	地方 に対する 規制緩和	消防・防 災・安全	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法を明確化する。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、“木造”と“非木造”(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの“混構造”については定義されていない。 平成30年北海道胆振東部地震において苫小牧市が行った住家被害認定業務では、“混構造”の住家が6件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。“混構造”の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。 “混構造”の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとで判定方法が異なることが予想される。これにより、半壊か半壊に達しないかの判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが出るのが想定できる。公平かつ迅速に罹災証明書を発行するため、“混構造”の住家における判定方法を明確化することが必要である。	公平かつ迅速な罹災証明書の発行につながる。市町村ごとの判定のバラつきをなくすることができ、判定方法を統一化できる。		内閣府	苫小牧市		川崎市、兵庫県、香川県、熊本県、熊本市 ○混構造の住家については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められておらず、市町村ごとの判定結果に差異が生じるおそれや、判定に時間を要することが想定される。混構造の住家については、多様な構造パターンがあることから木造及び非木造と同様の判定基準を設けることは難しいと想定されるが、各市町村で判定を行うための一定の指針(例えば、主たる居住部分の構造により判定を行う、構造種別ごとに損害基準を算出し合計で判定するなど)は必要である。 ○平成30年7月豪雨災害の際、県において約3,200件の罹災証明書の発行を行った。その際、罹災証明書発行業務では、提案の“混構造”家屋の専門家は該当が無かったが、発生が予想される南海トラフに起因する巨大地震が発生した場合、被害規模は全戸に達するため、同様の事例が発生すると予想される。罹災証明書の発行業務を速やかにこなすために、“混構造”の住家における判定方法を明確化することは必要と考える。 ○当市でも、平成28年熊本地震において混構造の家屋の被害認定調査を実施しているが、運用指針に判定方法の定めがないため、原則は延べ床面積に占める割合が大きい構造の判定方法を採用し、状況に応じて内部で協議の上、判定を実施していた。水害のように局所的な被害であれば問題ないが、地震のように県内の広範囲に被害が発生する災害の場合、各自治体で判断を委ねられている部分については、事前に被災自治体間で判定方法を十分に協議しておかなければ、指摘にあるように自治体間で不均衡が生じ被災者に不信感を抱かせることとなる。運用指針に判定方法を明記することで被災自治体間での不均衡は是正されると思われるが、被害認定調査が煩雑となるような改正は避け、より簡素な方法となることが望ましい。	木造と非木造の混構造の住家の被害認定調査については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを地方公共団体に周知する。	混構造の住家の被害認定調査について、建物の主たる構造に基づいて調査・判定しているが、建物の構造別の延べ面積の大小で判断するのかが、構造別の目付面積の大小で判断するのかが、建物の主たる構造をどのように決定するかを明確にしていたきたい。 また、建物の主たる構造とその他の構造について、被害の程度に差がある場合の判断基準についても明確にしていきたい。例えば、建物の主たる構造を鉄筋コンクリート造(非木造)、その他の構造を木造とした場合について、現場調査の際、明らかに木造の被害が大きいような場合、どのように判断すべきか迷うことが予想される。この場合、建物の主たる構造が鉄筋コンクリート造(非木造)のため、非木造の調査票を用いて判定することになると思われるが、木造部分の外壁材に顕著な脱落等があっても、木造部分の詳細項目が調査票にないため、これを評価することができない。よって、鉄筋コンクリート造(非木造)部分のみの判定で、被災者に罹災証明書を発行することになる。このように、実情に合わない判定をせざるを得ないケースも予想できるため、主たる構造を決定する際の補足事項として、ある程度、判断基準を示す必要があると考える。 さらに、地方公共団体に周知することであるが、市町村の迅速かつ公平な被害認定調査の運用のために、災害に係る住家の被害認定基準運用指針において混構造の住家の調査・判定方法を示すことが望ましいものとする。		
81	B	地方 に対する 規制緩和	消防・防 災・安全	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となり、また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市においても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応を検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が現金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で現金を配分することも、現実的でない。	迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施により、住民サービスの向上が図られる。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	別紙あり	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市 ○平成30年7月豪雨で、緊急的に物資調達をしなければならなかった際をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めていただきたい。 ○当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。 ○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱える想定されるが、現時点での支障事例はない。 ○平成30年7月豪雨において、被災地へ派遣している職員・レンタカーの燃料費代を減らしていたが、想定より不足したことから、急遽派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められない事務手続きのため、顔末審などの収入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び至急の支払の対応については、立替払いしか対応できないため、やむを得ず今回の対応となってしまう。 ○当市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けることができなくなった。このためゴミ収集車のガソリン代の支払いについて、職員による立替払いを検討した経緯がある。 ○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの値上げの増加、ガソリン等の納入可能業者(平時は単価契約による契約払い)から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が被災し会計事務が執行不能となつたほか、金融機関も被災していることから、資金前渡や常時資金の準備に間に合わなかったため、やむを得ず職員による立替払い(実績:104件)を行うことで、震災対応業務を継続させるを得なかった。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金上限額(現行:30万円)を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払いについても制度的に位置づける必要がある。 常時資金で対応不可な事例 ・常時資金をしている出先機関自体が被災した場合 ・常時資金を超える支出が必要な場合(多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる) ・常時資金を保管している金庫等を管理している職員が発行できない場合 ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、立替払いと同様の効果となる運用が可能かについて検討をすすめる。	例え災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。決裁権者への電話等での確認や立替払いが可能なのを事前にお示ししておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。 国においても制度化されていないとのことですが、災害対応の一義的責任を負い、被災初期段階において被災者や被災現場に直列対応し、緊急性な対応を求められる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払いの必要性があると考えます。 住民の福祉の増進を図るにあたり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害応急対策を進めることは、市町村の根源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、短期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。		
94	B	地方 に対する 規制緩和	その他	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	県の予算編成のタイミングにかかわらず、市町村が「地域女性活躍推進交付金」を積極的に活用することができる。	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	内閣府	愛知県	秋田県、神奈川県、川崎市、福井市、長野県、大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、福岡県、宮崎県 ○令和元年度予算では、県内の3市町が要求し、交付決定となった。県の予算要求のスケジュールに間に合うよう、市町村に照会を行い、内容のチェック等を実施して国に申請を行ったが、県の予算要求に合わせて内容の検討を実施する必要があったため、事業内容や交付金額の精査の期間が短くなる。県で必要となるため、県で要綱制定や予算計上(国負担10/10)、交付処理等を行う必要があるため、事務処理に時間がかかり、迅速に対応することができない。 ○予算要求時点での市町村事業を把握することが難しく、また、年度途中で追加要望があった場合には、県において補正予算等での対応が必要となることから、議会開催時期の制約から、県の対応が難しい場合もある。 ○地域女性活躍推進交付金(市町村事業)については、前年9月頃にある国の調査結果に基づき、翌年度の県予算に計上しているところ。しかしながら、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応が必要となり、議会を経ての計上となり迅速な対応は行えない。また最終的に実績報告等を経てからの、国からの交付金の支払いとなるため、一時的とはいえ、県の立替払いが生じている。 ○提出書類の内容について、国の担当者からの確認や指摘があった場合、県を経由してのやりとりになるため時間的ロスが発生してしまう。事業の実施が遅れる等の支障もあり、市が直接国へ手続きを行うことができるよう改善の必要があると考える。	地方公共団体からの提案を踏まえた対応について、現在関係部局との調整等を行っている。	ぜひ早急な対応をお願いしたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【川崎市】 上記周知に際して、「主たる構造」の判断基準についても示してほしい。		【全国知事会】 罹災証明書に判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないよう、被害認定に係る指針の見直し等を図ること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○災害に係る住家の被害認定における混構造の住家の判定方法については、「主たる構造」の考え方を具体的に示した上で、早期に地方公共団体に周知していただきたい。 ○地方公共団体の実務担当者が確実に活用できるよう、継続的・効果的な周知方法について検討していただきたい。	木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。	5【内閣府】 (6)災害対策基本法(昭36法223) 木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。	①指針改定 ②説明会での周知	①令和2年3月30日 ②令和2年6月実施(映像資料送付)	有識者からなる「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」を開催し、木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査・判定方法について、「主たる構造」の考え方も含め検討し、令和2年3月30日付けで、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)」を改定し、各自治体に配布するとともに、6月には、都道府県向け担当者会議において、内容の周知を図った。(会議内容は映像資料にて送付。)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。 ○2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない繰出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。 しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、現行の支出の特例制度(資金前渡)における運用上の取扱いを中心に、提案団体が求める災害時における支出が可能か検討をすすめる。	5【内閣府】 (2)地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:総務省)	通知	令和2年3月31日	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総行第84号各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市総務局長・各指定都市議会事務局長あて総務省自治行政局行政課長通知)を发出。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地域女性活躍推進交付金の市町村事業については、令和2年度以降に実施する事業から、都道府県の予算計上を要することなく、国から市町村への直接交付が可能となるよう、具体的な検討内容及びスケジュールをお示しいただきたい。	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、必要な手続や関係する事務処理について検討を行い、都道府県の予算計上を要しない直接交付にする方向で、関係機関との調整を行い、令和2年度以降に実施する事業について適用することを目指すこととしている。8月の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会の関係府省にアテンド後、男女共同参画局から、地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)に対し、間接補助から直接補助への変更及びこれに伴う事務委任など手続の変更について説明に伺うとともに、各団体を通じて、地方公共団体に対する意見照会を行って、年内を目途に調整や必要な手続を終わらせることを目指して、作業を進めていく。	5【内閣府】 (13)地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。	交付要綱等の改正及び都道府県に対する事務の一部委任(委任に伴う関係事務手続)	令和2年度実施事業から実施(令和2年3月末から適用)	令和2年3月27日に交付要綱等を改正し、同日に委任に伴う関係事務手続を完了した	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
112	地方	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出る可能性がある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。	事務負担が軽減されるとともに、スムーズに工事着手でき、計画に沿った工期で進めることができる。	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文科科学省、厚生労働省	茨木市		旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、知多市、大坂府、高槻市、和泉市、兵庫県、香川県、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、高知市、佐世保市、大村市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期のずれによる工事発注の遅れ等無駄が多いため、申請窓口の一元化に賛同する。 ○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管省庁が異なるためそれぞれにほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所に書類を出さなければいけないことと、添付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減化をお願いしたい。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが進むため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分方式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出る可能性がある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の各市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文科省の間で一体的な対応がなされておらず、財政的にも不安定、不備が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問しても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとおり、事業費・補助金額の計算における両省分の案分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(積立)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無関係な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者手が出ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文科科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡潔に算出できるよう改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨っていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があるが、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない、事務負担が増しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文科科学省の担当者が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1年遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせたこととなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○各市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文科科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要があるので、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○各市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○茨木市と同様に1つの整備に2種類の申請が必要となり、事務負担が増えている。 ○①については、当県でも申請事務が繁雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。②については文科省の内示時期が遅いことや圧縮交付される可能性があることから計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○各市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を拒否されるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○厚生労働省と文科科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○当県においても、1施設の整備に2面所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。 	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・事業費や内示時期の統一・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。なお、内示時期については、統一した日付で行えるよう文科科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。	更なる事務負担の軽減と、早期の内示時期の統一をお願いしたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
117	地方	医療・福祉	地域型保育事業の認可の効力の制限の廃止	地域型保育事業の認可の効力について、特定教育・保育施設と同様、施設の所在が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住する市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を迫る形となり、形骸化している。本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	形骸化している市町村間の同意や確認についての事務負担を軽減することができる。また、施設にとつて、手続きの簡素化を図り、利便性の向上が見込まれる。なお、地域型保育事業の広域利用の手続きは、教育・保育施設と同様に、居住地の市町村と施設所在の市町村間で行うものであるため、支給認定漏れや給付漏れといった新たな支障は生じないものとする。	子ども・子育て支援法31条、43条	内閣府、厚生労働省	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	川崎市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、南あわじ市、南あわじ市、米子市、広島市、松山市、熊本市	<p>川崎市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、南あわじ市、南あわじ市、米子市、広島市、松山市、熊本市</p> <p>○市町村間の同意が形骸化しているが、同意書の内容を市町村間で調整するなど煩雑な事務手続きが市町村の負担となっている。</p> <p>○当市及びその周辺の市町村では、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限られていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受付けする事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。</p> <p>○広域利用の場合、少人数の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。</p> <p>○当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に臨み必要と考えられる。</p> <p>○広域利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することになるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、給付を支払う場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、支給漏れ等が起こることはないため、特定地域型保育事業者の確認の効力を全国に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものとする。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認を行う必要があるが、実際にはその期間での確認を行うことは困難で利用決定を迫る形となり、形骸化している。</p> <p>○事業所内保育事業については、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものとする。</p> <p>○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。</p> <p>○形骸化している事務処理であり、利用決定を迫る形となっているが、事務処理が煩雑であり、処理に時間を要するなど、負担となっており、提案事項で掲げられている見直しが必要である。</p> <p>○当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。</p>	地域型保育事業は、本来、都市部や離島へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていることから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住民が利用する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合には、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。 <p>ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。</p> <p>なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。</p>	市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。そのうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。 <p>児童福祉法第24条において、市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どもの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の保育の必要度を踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どもの利用をお断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。</p> <p>こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の実情に応じて利用をお断りする」とは、「確認」、「同意」に依らずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の実情に応じて広域利用の調整を行うことができていることから、地域型保育事業について、特定教育・保育施設と同様、全国に効力を有することとしても、何ら支障は生じないものとする。</p> <p>また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとつて負担が生じるものとなっている。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【松山市】 従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかけ離れたのであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に合った運用となるべく特定子ども・子育て支援施設等の確認と同様の措置を求める。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○現状でも、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」(その前段の「同意」を含む。以下同じ。)が行われる前に、市町村間の調整は利用調整の過程で十分行われているところである。その上で当該「確認」事務を廃止した場合に生じる具体的な支障があればお示しいただきたい。支障がないのであれば、廃止に向けた検討をするべきではないか。 ○子ども・子育て会議において、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」を廃止することについて、早期に具体的に議論いただきたい。	地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応するという地域型保育事業の性格や、これまでの事務の簡素化の状況を踏まえつつ、更なる負担軽減の必要性、方策等について検討する。	5【内閣府】 (ⅰ)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)	法律	公布日(令和2年6月10日)から3月を経過した日から施行。	令和2年6月10日に第10次地方分権一括法(令和2年法律第41号)が公布された。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
140	日	地方規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の一元化 ①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。 また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円の内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事例があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定性等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村へ直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支障事例】 ・幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・補助制度が2つになるため、事業者着手するのに両方の回答をまつから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、本市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事例があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱 内閣府、文部科学省、厚生労働省 福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、高槻市、茨木市、南相馬市、本宮市、川原町、鎌石町、大柴村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、群馬県、新潟県、日本橋町、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本県、大分県、宮崎県、九州地方知事会	旭川市、秋田県、千葉県、須賀川市、豊橋市、豊田市、三重県、大塚市、高槻市、茨木市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本県、大分県、宮崎県、九州地方知事会	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚生労働省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要がある事例が頻りに発生している。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚生労働省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○本市でも同様の支障事例があり、文部科学省の予算不足による内示額が圧縮されたため、園庫補助の不足分を市で賄っていた経緯がある。また、文部科学省と厚生労働省で内示時期の違いから工期に余裕がなく、当初予定通り開園が危ぶまれた。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文科省に申請する必要があるため、また、協議のスケジュールが違つたため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複数に分けて保育部分と保育部分を申請し、かつ申請先が異なり、書類も2つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。文部科学省の予算が不足し、平成29年度には2施設で内示率90%以内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 ○本市で現在予定している間接補助を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円の内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事例があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定性等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ○補助制度が2つになるため、事業者着手するのに両方の回答をまつから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ○一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、本市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事例があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 ○平成29年度に本市でも「認定こども園施設整備交付金」の協議額から90%圧縮されたの内示となったことで、圧縮分を市で補填せざるをえず、市の支出が増加した。市内の保育ニーズへの対応や保育環境等を改善するために整備を実施しているにも関わらず、このようなことが起きてしまうと、整備を進める上での大きな障害となる。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚生労働省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大規模なものと、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚生労働省は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。加えて、文部科学省の予算については、本省繰越予算が当てられることがあるため、本来であれば通常の繰越の作業で済むところが、事故繰越の扱いとなり、繰越理由を整理する煩雑さも、自治体・事業者に発生する。内閣府への窓口の本件にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。また、財源の一元化による安定的な財源確保が期待される。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政とも事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があるため、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○本市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。また、本市も同様に、文科省分の内示額が圧縮され、対応に苦慮した経験がある。 ○当県においても、認定こども園の施設整備については、申請にあたって共用部分を按分して積算するなどの非効率な事務作業が生じ、自治体、事業者ともに煩雑な手続きが必要となっています。特に、一方の財源が圧縮された場合、施設整備の推進に支障をきたすことがあります。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑になっている。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分を申請先が異なり、書類も2つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があり、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○幼保連携型認定こども園のみならず、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園の整備についても、保育所(保育所機能部分)は厚生労働省所管の保育所等整備交付金、幼稚園(幼稚園機能部分)は文部科学省所管の認定こども園施設整備交付金を使用しているところである。このため、一つの認定こども園を整備するに当たっては、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。全類型の認定こども園の整備は、現状において、二種類の補助金を使用しており、上記のとおり事務が煩雑である。そこで、補助金を一本にまとめるため、次の制度改正が必要であるとする。 ①認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化及び②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度施まりに間に合わなかった事例があった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違つたため、妥当な判断が難しい。	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、 ・事業募集や内示時期の統一・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の財源確保による円滑な施設整備に資するとの認識で提案を行ったものである。 2 現在、本県では県から法人への補助は行っておりませんが、都道府県と法人間の補助事業がある場合であっても、所管省庁や関係市町村との情報共有により県と法人間の補助事業に必要な情報の把握がなされればよく、直接補助への変更は事務手続きの負担軽減と円滑な交付金の交付というメリットがあるものと考えます。なお、厚生労働省の保育所等整備交付金は直接補助となっていることから、同様の仕組みにより、認定こども園施設整備交付金についても市町村への直接補助へと変更することも可能と考えますので、再度検討いたします。						

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
162	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされた。	病児保育事業については、現在でも保護者ニーズが高く、今後女性就業の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴い更にニーズが増すものと思われる。府としては充実させていきたい。しかし、病児保育施設の整備促進を目的としている「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」において、交付対象が「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定され、NPOなどは対象となっていない。実施するにあたり、多大な費用がかかる施設整備に対する補助が出ないため、意欲はあるものの整備に取り組みないと相談を受けている事例がある。なお、病児保育事業の運営への補助を目的とした「子ども・子育て支援交付金」の交付対象として「市町村が認めた者」を認めていることから、整備の補助対象が現実的であることは整合性が図られず、事業の展開に支障が生じている。	現在、女性の社会進出や子育て世帯への応援に積極的な企業が多くある。前述のNPOだけでなく、こういった多様な実施主体の参画が可能となり、病児保育施設が充実することで、子育て世帯へのバックアップが可能となり、住民が暮らしやすくなる。また、データ標準レイアウト改版が早期に確定すること、適正額での予算調整が可能となる。	児童福祉法第6条の3第13項 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱、病児保育実施要綱	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		旭川市、豊田市、南あわじ市、熊本市 ○病児保育事業の参入には施設整備が不可欠となっており、交付対象の拡大は一定のニーズのある当事業の推進に繋がらぬ。制度改正の必要性を感じている。 ○当市においては病院と併設した3か所の事業所がある。時に定員を超過し利用ができない事例もあるため、交付対象の拡大は必要と考える。 ○当市では、現在委託施設として社会福祉法人や病院だけでなく、NPO法人も加わっている。今後例えば病児保育施設にNPO法人が新たに加わることもある可能性がある場合、補助が出ないことで整備に取り組みないと相談を受けることもあつと十分に考えられる。よって、病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされる必要があると考える。	NPO法人等が補助対象となるよう、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を2020年度中に改正する。	市町村の数量の下で「市町村が認めた者」が補助対象となる改正が妥当と考える。		
211	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を軽減した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して事前に決定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になり、また、データ標準レイアウト改版が早期に確定すること、適正額での予算調整が可能となる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	内閣府、総務省	神奈川県、さいたま市、横浜府、川崎市、相模原市、横浜府、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、横浜府、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎府	ひたちなか市、熊谷市、桶川市、八王子市、平塚市、福井市、盛岡市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵衛府、静岡府、五島市、熊本市、宮崎府、宮崎府 ○データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をExcelではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくなるべきである。Excelのままでは見直し把握漏れが出る可能性がある。また、個別にQ&Aで出た仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されないと、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。 ○データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要がある。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しくなった。 ○7月から次年度のシステム改修等に關した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な精算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に必要な最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な効果に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しくなった。 ○7月から次年度のシステム改修等に關した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な精算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に必要な最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な効果に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 ○当市においてもデータ標準レイアウト改版において、短時間でシステム改修や、機関連テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。	【内閣府】 マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図って参りたい。 【総務省】 データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前年度の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体からシステム改修の準備に支障が生じないようしている。このように、データ標準レイアウトの改版については、これまで、地方自治体の意見を丁寧に取り、十分な時間を確保して行ってきたところである。平成30年の年次改版においては、改版の実施日を7月2日としたところであるが、令和2年の年次改版の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようとするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受けた。関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいります。	データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和5年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体(及び制度所管府省)による要望をもとに決定された。本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行う際には、地方自治体にも意見聴取等を行う実務が円滑に進むかを検討した上で導入していただきたいというものである。令和元年度の改版実施日前倒しのような各団体の負担となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行う」だけでなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取(照会)等も行っていただきたい。また、次年度データ標準レイアウトの確定時期については、平成30年度改版においては6月末にレイアウト確定とアナウンスされていたが、8月16日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していただきたい。さらに、「今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう時期を前倒ししたことと同様に、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年次改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。				
212	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日について、「厚生労働省に確認したところ、「都道府県等の歳数により「年度初日の前日(いわゆる学年)」が「誕生日(いわゆる満年齢)」か定めることができる」との回答を得ている。しかし、都道府県等の指導監督基準で年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準(年齢の基準日を「年度初日の前日(いわゆる学年)」で規定)を満たさない可能性がある。幼児教育無償化の対象とならない可能性がある。都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となる。	認可外保育施設に対する指導監督の実施について(別添)認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号)	内閣府、厚生労働省	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、横浜府、茅ヶ崎市	秋田県、豊橋市、大阪府、南あわじ市、松山市 ○認可外保育施設においては、5年間の経過措置以降は国の指導監督基準を満たしていることが無償化の条件となる。認可外保育施設において、国の指導監督基準を満たしていることが明確である必要がある。 ○国の指導監督基準によって運用しているため、提案のような支障は想定していないが、無償化に関連した重要な課題であると考えるため、解釈の明確化が必要である。	認可外保育施設の指導監督基準においては、保育従事者の配置に係る基準日の取扱いは、公定価格における取扱いを含め、年度の初日の前日における満年齢とする認可保育所の取り扱いを準用している。また、認可保育所に関して、平成29年の地方からの提案において、基準日を年度途中で変更する提案がされた際、 ・担当する保育士等や周りにいる子どもが環境に馴染みにくく、不安やストレスを感じやすくなる ・基準日のたびに配置基準等の計算を行う必要があるため、管理が煩雑となり事務負担が増加する等の懸念が自治体や施設から示されたことから、引き続き、年度初日の前日を基準日としている。 以上を踏まえ、定期利用が多く、クラス編成を行っているような認可外保育施設では、認可保育所と同様に年度初日の前日を基準日として考えることが基本であるが、認可外保育施設は利用児童の状況や運営形態等が様々であることから、指導監督を実施する都道府県等において、施設ごとに基準日を判断することが可能である旨を指導監督基準において、明確化する。	認可外保育施設の指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号別添。以下、局長通知という。)における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日は、原則、「年度初日の前日(いわゆる学年)」と理解したが、局長通知を参考に定める都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日について、第一次回答から、定期利用が多く、クラス編成を行っているような認可保育所に近い形態の認可外保育施設については、基本は「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるものの、都道府県等において、施設ごとに基準日を判断できなくなった場合、判断材料が示されておらず、各施設が認可保育所に近い形態なのか否かの判断に混乱が生じる。こうした混乱が生じないよう、また、国が全国一律に幼児教育無償化を進めていることから、どういった場合が「年度初日の前日(いわゆる学年)」または「誕生日(いわゆる満年齢)」に該当するのか、この点をしっかりと局長通知に明記すべきと考える。また、令和元年10月から全国一律に幼児教育無償化を実施するに当たり、認可外保育施設については、経過措置はあるが、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年5月31日 内閣府令第6号。以下、内閣府令という。)第1条に記載の基準を満たすことが幼児教育無償化の条件となる。内閣府令は技術的助言である局長通知を参考に定める都道府県等の指導監督基準とは別のものであるが、各都道府県等において、各都道府県等の指導監督基準により、施設ごとに基準日を判断した場合にも、全国一律の基準である内閣府令における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日を満たすという理解でよい。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に關する対応方針 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針に記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	2020年度予算での対応の実現に向けて、財政当局との調整を進めていただきたい。	「市町村が認めた者」が補助対象となるよう、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を2020年度中に改正する。	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)	通知	令和2年5月25日	子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正し「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(令和2年5月25日付け府令第605号)により通知した。	
【五島市】 今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和元年の年次改版の実施日の前倒しの検討に当たっては、前倒しに伴い最も影響を受けると想定された地方税情報の副本登録について、総務省から各自治体の税務部局に対して前倒しによる支障の有無を確認し、自治体中間サーバーのシステム及び回線の一部を設置・管理する地方公共団体情報システム機構の意見も聞いた上で、その結果を踏まえて6月17日頃に前倒しすることを決定したものである。このように、上記前倒しの検討に当たり、内閣官房及び総務省としては、自治体も含めた前倒しによる影響が大きいと考える者に対する確認に努めたと認識しているが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携には多くのシステムが関係し、自治体における所管部局も多岐にわたることから、今後、改版実施時期を大きく変更する場合には、自治体内の関係部局になるべく広く意見を聞くようにしていきたい。なお、支障事例にあるデータ標準レイアウトの年次改版の時期の後倒しについては、上記のとおり関係機関が多岐にわたることから、慎重に考えるべきと認識している。 次年度データ標準レイアウトの確定については、情報連携を行う事務と特定個人情報を所管する省庁からの改版要望を基に、データ標準レイアウトの確定版を自治体のシステム改修に支障がないよう、改版の1年前の7月(本年度は7月1日)に公開している。情報連携に支障をきたすようなシステム上の不備が判明し、やむを得ずデータ標準レイアウト確定後の変更を行う場合もあるが、その場合にあってはデータ標準レイアウトの変更についてデジタルPMOの掲載だけでなく、本年度からメールでも周知を行うなど接続機関の支障が最低限となるようにしている。いずれにしても接続機関からの意見を踏まえつつ、改版要望を行う制度所管府省との連携をより緊密にすることで、確定版の公開後修正が生じることのないよう努めてまいりたい。今後とも実際に情報照会・情報提供を行うに当たり、接続機関による協力が不可欠となることから、自治体の各都局におかれとも、引き続き改版作業に協力を賜りたい。	5【内閣府】 (17)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省:総務省)	通知等	【令和2年改版】 平成31年3月15日:データ標準レイアウト暫定版の公開 令和元年7月1日:データ標準レイアウト確定版の公開 令和元年7月8日:改版実施日の通知 令和2年6月15日:データ標準レイアウト改版 【令和3年改版】 令和2年3月18日:データ標準レイアウト暫定版の公開 令和2年7月10日:データ標準レイアウト改版実施日の通知 令和2年7月20日:データ標準レイアウト確定版公開の通知 令和3年6月14日:データ標準レイアウト改版	令和2年のデータ標準レイアウト改版については、確定版の地方公共団体への開示を令和元年7月1日に行うとともに、改版を令和2年6月15日に行う旨を、令和元年7月8日付で決定し、地方公共団体に周知した。また、改版の内容を改版実施日の1年前(各自治体での予算要求業務に間に合うよう)に確定し、地方公共団体に提示している。また、平成31年3月には暫定版及びスケジュールを提示している。 令和3年6月のデータ標準レイアウト改版についても、地方公共団体に対し、令和2年7月20日に確定版を開示するとともに、同年7月10日付け改版実施日を令和3年6月14日とする旨を周知している。また、令和2年3月には暫定版及びスケジュールを提示している。 令和3年6月7日付け内閣府番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官通知において、各都道府県番号制度主管部局向けに運用開始日等について通知を行った。	
【松山市】 保育従事者の配置は「児童福祉法」や「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条で満年齢で計算されるようになっていた。したがって、年度の初日の前日における取扱いについては規定されておらず、認可施設であり確認した施設が利用する公定価格の取扱いだけで準用する根拠は見当たらない。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		「どういった場合が「年度初日の前日(いわゆる学年)」または「誕生日(いわゆる満年齢)」に該当するのか」を指導監督基準(局長通知)に明記することについては、各都道府県等の実情等を確認しつつ、可能か否か検討してまいりたい。 お尋ねの「各都道府県等において、各都道府県等の指導監督基準により、施設ごと誕生日を判断した場合にも、全府一律の基準である内閣府令における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日を満たすという理解でよいか」については、貴見のとおりである。	5【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	通知改正	令和2年3月	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(令和2年3月31日付け子発0331第6号厚生労働省子ども家庭局長通知)により措置済み。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び協議団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
223	B	地方 規制緩和	医療・福祉	休日における共同保育の実施可能性	現在、一つの保育施設が年間を通じて行なわれることが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。 【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となっており、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きくなり、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担う連絡調整業務が生じる。また、通常預かっていない園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ業務が生じる可能性もある。	保育士の担い手が少ない地域においても、地域の事情に応じた休日保育が実現し、住民サービスの向上に資する。また、保育士の労働環境改善につながり、保育士不足の解消につながることを期待できる。	児童福祉法、認定こども園法、児童福祉法、認定こども園法、児童福祉法、認定こども園法	内閣府、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、川崎市、豊田市の市、南あわじ市、広島市、佐世保市	〇休日保育を実施している園からは園長や保育士の負担が大きく、処遇の改善をしいといった意見がある。要件が緩和されることで、休日保育の提供出来る施設が増える可能性があるため、希望する。 〇休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、実質的に年中無休状態となっており、園長や保育士に負担がかかる。 本市において休日保育を実施する施設は、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから、保護者から利用料を徴収し、休日保育を実施している。	現行、1カ所の保育所等で共同保育する際の休日保育加算の取扱いについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準上の留意事項」において、「(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・児養0823第1号)において、「休日保育加算における年間単位利用者数には、休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設等を利用する子どもを含む」取扱いとしている。複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施する場合の休日保育加算の取扱いについては、現状の加算の取扱いや共同保育の実施状況等を踏まえつつ、検討していく。	現行制度で、給付費の休日保育加算を得るには、年中無休状態で施設を開設しておく必要があり、ニーズがあっても負担が増えることや担い手不足により、実施できない施設がある。休日保育を希望していても実施している施設がないので、働き方を変える選択をせざるを得ない保護者もいる。このような現状で、複数の施設がローテーションにて休日保育を実施することに対して、休日保育加算を認めていただければ、施設側の負担が軽減されることも、休日保育を必要としている保護者のニーズにも応えることができるようになるかと考える。是非、加算の要件を緩和していただきたい。
226	B	地方 規制緩和	その他	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口に一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口で提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられる。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と園に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)	交付金に係る窓口を一本化する等により、手続きの簡素化が図られ、事業者、市町村、県の事務の効率化が期待されるとともに、事業者における施設整備工事の円滑な実施に資する。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備、防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱	内閣府、文科科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、福島県、須賀川市、新潟県、愛知県、豊田市の市、大分県、大分市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、島根県、島根市、徳島県、高知市、鹿兒島市	〇協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、園の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 〇施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが進まない事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回いかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 〇認定こども園の増設案に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請が異なる、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と園に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 〇当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 〇認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口で提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられる。また、文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と園に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日) 〇幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものであり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用の混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者手が出ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 〇幼稚園部分(文科科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 〇制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なることにより、事業者及び行政といたして事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設整備の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監督権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 〇同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文科科学省の担当者間で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事などの整備部分に該当するかどうかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年遅らせることとなった。 〇以下の支障が生じている。 ・厚生労働省と文科科学省それぞれに書類を作成する事務手間がかかる。 ・定員等による按分の計算方法も分かりにくく、事務処理に係る時間が増え、また煩雑になり書類の不備を生み出す要因となっている。 ・文科科学省と厚生労働省で内示日も異なり、工事契約がスムーズに行えない状況 ・文科科学省から協議書類について先に確認が行われ、その都度厚生労働省にも差替え書類を送っており、その後厚生労働省が協議書類の確認を行った際に差替えがあれば文科科学省にも送ることになり、2倍の事務手間がかかる。 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文科科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当と教育相当分に按分する必要があるので、事務が煩雑化している。補助財源が一筆化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 〇当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じた。 〇当県でも申請事務が煩雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。 〇一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を拒否する懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 〇厚生労働省と文科科学省それぞれ補助制度があるため事務執行が負担となっている。 〇申請後の交付決定に当たり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定とされても間に合っていない状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合っていない事例もあつた。(待機児童解消の施策に影響が生じた) 〇幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前開園の徹底 ・協議方式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	内示時期や協議方式の統一化を図っても、事務の煩雑さや制度の複雑さによる過度な事務負担は残されたままである。そのため、交付金窓口の一本化など、事務手続の効率化を進め、更なる事務負担の軽減を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施する場合の休日保育加算の取扱いについては、現状の加算の取扱いや土曜日の共同保育の取扱いを考慮しながら子ども・子育て会議で議論を行い、その結果も踏まえて検討する。	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27(内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)	通知	令和2年5月12日	令和2年度から、輪番制で休日保育を実施した場合にも加算の対象となるよう、留意事項通知を改正。	
【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一元化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。 【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一元化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。	5【内閣府】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)	交付要綱改正	「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号) 「認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることし、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年に4月8日付で認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもと統一した。			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
237	B	地方	医療・福祉	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書が自治体が確認し、加算の認定を行っている。しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確保するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があり、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算Ⅰ」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を促し、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで加算認定ができる仕組みの構築を改訂する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	潜在保育士や転職する保育士等が現場復帰する際の負担軽減につながることに、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽減につながる。また、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。	子ども・子育て支援法(平成30年9月27日時点版)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、大塚市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪府、島本町、南あわじ市、鳥根町、徳島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎県	秋田県、千葉県、川崎市、鎌倉市、鎌倉市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪府、島本町、南あわじ市、鳥根町、徳島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎県	<p>○前職場が開閉した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、親切への理解や途中での解雇・退職もあり、施設によっては証明の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録の確認作業も増えることから事務負担の軽減を求める。</p> <p>○キャリアアップ研修の受講記録については、独自のデータベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映した上で、事務負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>○経験年数に定めることができる施設かどうかの確認に時間がかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなっており在籍証明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。</p> <p>○同一の勤務状況の認定作業は、職員の出発前や帰社後など、必要となる状況が重なっており、その都度全ての証明書を整理する事は保育士等対象職員にとっても負担が大きい。また、その確認作業を行う自治体の負担も増えている。前経歴情報がデータベース化できれば、負担に係る事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算の認定における勤続年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃止している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当市の立証施設においては、職員の在職を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間より前に勤務していた者の在職を立証することが困難な状況である。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定事務は膨大なものであり、特に4月から5月にかけて、市内約200園ある私立保育所等の職一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題もあり、これらが解消されるのであれば、提案されている措置には賛成である。ただ、全国的なシステムを構築するため、処遇改善等加算Ⅰの経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町等に同加算Ⅰ・Ⅱの申請もできるようにする。提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱは保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようにするなど、保育士・幼稚園教諭等職員の総合的・複合的なシステムとして構築・運用をしていただきたい。また、保育士等の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。</p> <p>○町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状があり、事業者から書類が提出されても、スムーズな加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかけるしまう場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法で事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。</p> <p>○当県でも、約5,000人分の経験年数確認のため、施設におい膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要があり、相当の事務負担を強いられている。</p> <p>○当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または保育士側の事務としても在職証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理を行えば市区町村の負担と保育士の負担が軽減されると思われる。</p> <p>○現在は各園に資料提出を求めており、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれる為、事務の軽減につながるかと考える。</p> <p>○提案にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中助から後半にまわっている状況。そのため不適切な月次の給付金支払や、施設側の次年度に向けて処遇改善計画に遅れが生じている。無償化業務が今年度より始まり、施設行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。</p> <p>○当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数が多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じるため、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化等は、非常に有効な方法であるが、その仕組みを構築・維持するため、新たに市区町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。</p>	「公道価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127の内容について、障がし一律の証明書を求めるものではないと示されているが、この127の後段には、「事業所名、職種(保育士・調理員等)、雇用形態(常勤・非常勤等)、勤務時間、雇用期間などの内容が確認できるような項目」が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が「勤務証明書」以外に存在するかご教示いただきたい。	「公道価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127においてもお示ししているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではなく、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・確認される資料であればよく、勤務証明書を原則としているわけではない。		
276	B	地方	医療・福祉	地域型保育事業の確力の制限の廃止	地域型保育事業の確力の制限の廃止	子ども・子育て支援法(平成30年9月27日時点版)	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	札幌市、大塚市、池田市、南あわじ市、鳥根町、徳島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎県	札幌市、大塚市、池田市、南あわじ市、鳥根町、徳島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎県	<p>○同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。</p> <p>○当市及びその周辺の市町村には、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確力の確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が確実な機会を逃して、要望されておき、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町村の調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村と送付する事務等が発生し、市町村での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無理解に苦しんでいる。</p> <p>○当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないもの、発生した場合の事務負担に臨み必要と考える。</p> <p>○事業所内保育事業については、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間の調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。</p> <p>○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業者への説明や書類提出を促す作業量も含まれた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国一律となつていない場合には事務の効用化に寄与するものと考ええる。</p> <p>○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたところから、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。</p> <p>○当市においては、当市居住児童の利用が想定される近隣市町村との間で、確認に当たり必要とされる同意を不要とする旨の同意に関する協定を結んでいる。それでも当該施設の確認に関する手続きは必要であることから、当該制度改正により、当市及び施設の事務負担軽減に資するものと考ええる。</p> <p>○当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。</p>	地域型保育事業は、本来、都都市や離島へき地など、それぞれの地域の事情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置かないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその属する市町村の区域に居住を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合には、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。なお、本規定に基づき必要な手続きについては、「子ども・子育て支援新制度」における事業所内保育事業所の適用上の取扱いについて)等により、従来から事業者の簡素化を図ってきたところである。	市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の事情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。このうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。児童福祉法第24条において、市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どももの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の利用状況を踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どももの利用を断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の事情に応じて利用を断りすること」は、「確認」、「同意」によらずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の事情に応じて広域利用の調整を行うことができていくことから、地域型保育事業については、特定教育・保育施設と同様、全国一律の効力を有することとしても、同ら支援は生じないとする。また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとって負担が生じるものとなっている。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
282	地方	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化を求むる。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要がある。事業者と自治体の双方に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求むるもの)	幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなし、児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文科科学省、厚生労働省	指定都市市長会			<p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補償計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要がある。また、協議のスケジュールが違ったため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回もなかったため、1事業者は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分方式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるのであるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要がある。事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文科省間で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。また、疑念が生じた事業について都道府県を通じて質問しても結局は国の担当者まで送ることになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとおり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算私)で、文科省分は間接補助(積立金)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても異なる運用を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者着手が出来ず、急ぎよか事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文科科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化を求め、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡素に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があるため、協議書の按分等を行わなければならない。事務負担が増しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同様の支援及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求むる。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文科科学省の担当者で理解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で理解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着手が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせたこととなった。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文科科学省の双方に補助協議等を行う必要がある。それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要もある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。</p> <p>○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</p> <p>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文科科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑化している。</p> <p>○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのスレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に運らせたという事例があった。</p> <p>○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。</p> <p>○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。</p> <p>○当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きいので、是非とも一本化してほしい。</p> <p>○厚生労働省と文科科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共用部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。</p>	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、事業者や内示時期の統一・事前周知の徹底・協議様式の統一・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が広がってきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
286	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会なし事業実施の迅速な情報共有を求める。	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	利用希望者に対して正確な情報提供ができるようになり、待機児童の解消に資する。	子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	内閣府、厚生労働省	東大阪市	旭川市、仙台市、秋田市、横濱市、川崎市、大塚市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、熊本市、宮崎市	旭川市、仙台市、秋田市、横濱市、川崎市、大塚市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、熊本市、宮崎市	<p>○幼児教育・保育の無償化に伴い、当該施設・事業を利用する認定保護者への給付が事業開始日から行われるためには、認可外施設については、事業開始日までに、都道府県への届出・市町村の確認が行われている必要があることから、都道府県に対しても迅速な状況提供を求める。</p> <p>○企業主導型保育事業の地域枠利用者の中に認可施設に入所できなかった待機者がいる。地域枠の把握や空き状況などの情報を把握できないため、利用を希望する待機者に正確な案内ができず苦慮する場面が多い。空き状況を常時確認できるページ(インターネット)の公開など情報提供を望む。</p> <p>○本市でも同様に、児童育成協会に企業主導型保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合があるため、事務的な負担が生じている。</p> <p>○平成30年度においては、内示については情報提供があったものの、最終的な交付決定の状況については情報提供がされておらず、開所状況の把握が困難であった。企業主導型保育事業の開所状況については、国から依頼のある「子育て安心プラン実施計画」の実績値にも含めることとされていることから、迅速な情報提供を求める。</p> <p>○児童育成協会からの助成決定に係る自治体への情報提供については、助成決定を受けた翌年度の5月～6月頃まで一切行われず、以下のような多様な問題が生じている。</p> <p>①自治体において、管内で実施されている事業者の把握ができない</p> <p>②地域住民や施設利用者から問合せ等を受けても、当該事業者が企業主導型保育事業実施者かどうか分からない</p> <p>③待機児童対策の受け皿として位置付けられているもの、市町において利用希望者への情報提供ができない</p> <p>④待機児童数の算定に正確に反映できているかどうか不明確</p> <p>○企業主導型の定員変更は比較的自由にできるうえ、事業者の都合によって助成対象となり、企業主導型保育施設でなると可能と聞いている。利用希望者に対してはもちろんだが、議会質問や子ども・子育て会議、待機児童調査、子ども・子育て支援事業計画にも影響するため、その都度、開設・助成申請取りやめ予定施設と連絡を取る必要があり、迅速で正確な一元化された情報提供が必要となる。</p> <p>○企業主導型については、担当課で正確かつ最新の情報がわからないこともあるので、情報の共有がスムーズになれば、待機している保護者にも情報を紹介できることになる。</p> <p>○30年度に内示・助成決定した施設についても、児童育成協会は年度内に公表できず、待機児童解消に効果を発揮しているとは言い難い状況であり、市町への情報提供をよりスムーズに行うよう促していただきたい。</p> <p>○平成30年度の運営費助成及び施設整備費助成決定情報について、児童育成協会から全く連絡がないため、認可外保育施設の開設届をもつて初めて助成決定されたことを把握している。施設を指導する立場にある県においては開設状況を把握できないために適切な指導ができないこと、市町村においては子ども・子育て支援計画の見直しや特定教育・保育施設で利用調整できなかった際の情報先として施設を把握できないことに支障をきたしている。</p> <p>○本県においても、(公財)児童育成協会から都道府県に対する平成30年度分の助成決定情報の共有が図られなくなったことにより、企業主導型保育事業の開設の動きについて、事前の把握が困難となり、市町村における利用調整や市町村計画の策定に支障を来している。特に今後は、無償化に伴い地域枠利用者の保育の認定や一時預かり等実施時の施設の確保が必要になるので、混乱が生じないよう開設前の情報提供の徹底を要望する。</p> <p>○開設時期が不透明なので、保護者への周知等が出ない。(公財)児童育成協会なし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。</p> <p>○地域住民などから問い合わせがあった場合に、進捗状況が答えられないことがある。助成決定や開所日等の情報について、迅速に情報提供を求める。</p> <p>○企業主導型保育事業は有効な保育資源として考えており、地域枠を整備量に計上しているが、設置状況の把握が遅れることにより、利用希望者に対して正確な情報提供ができなくなる。</p> <p>○企業主導型については、認可外保育施設として整備計画に支障が出る可能性がある。</p> <p>○企業主導型については、認可外保育施設としての指導監督が必要となるが、助成決定の情報共有がなければ、いつ開設されるかわからず、適切な指導が実施できない。</p> <p>○新規開設施設の情報をもつても多く提供することで、保護者ニーズに答えることができる。保留(待機)児童削減にも繋がる。</p> <p>○本市においては、待機児童調査の時など、特定時点において独自に利用者情報を施設に照会しているが時間を要するため、対応に苦慮している。</p>	平成31年3月18日に公表された「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」において、自治体との連携について検討をしていただいております。助成決定の公開時期、開設状況等の情報提供の頻度などについては、内閣府が定め、新たな実施機関において確実に実施されるように望みます。また、企業主導型保育事業者から自治体への利用者情報の提供については、事業者へ義務付け(「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に盛り込むなど)、早期に実現されることを望みます。	とされており、報告を踏まえ、実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底することなどについて、現在具体的に検討を進めているところである。	
300	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	里帰り出産等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の里帰り出産等について、自治体による利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住所(園)に読み切ることができない。また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所(園)にせずとも一時預かり事業の対象とすることができるもの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	居住地の保育所等に入所・在籍している乳幼児が居住地外で一時預かりが可能かどうか、また居住地の保育所等の入退所の取り扱いが明確となることで、法の解釈で今まで実施していなかった自治体でも一時預かり事業を実施することができることと、自治体間調整が不要となり事務負担が軽減されることで広域利用が進むことから、産前産後の身体的負担を軽減し、産み育てやすい社会の実現に貢献することとなる。	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	内閣府、厚生労働省	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、荒川区、川崎市、南あわじ市、米子市、山陽小野田市	<p>○当市でも、里帰り出産をする際の一時預かり事業に対する扱いが利用者の居住地と異なるために、案内や調整に苦慮するケースがあるため、明確化を求める。</p> <p>○当該事項については取扱いが不明瞭で自治体によって対応が異なるため、対応の明確化が必要である。</p> <p>○当団体においても同様の実態があり、保護者の不利益になることが生じる場合もある。制度の明確化が必要と考え</p> <p>○当市においては、在籍児童でない場合だけ、里帰り出産での一時預かりを受け入れしている。(同一児童に二重給付と考えるため)提案自治体の制度の効果に賛同できると考えるため、明確化されることを要望する。</p>	一時預かり事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。一方、事業実施に係る要件等は、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日)」(以下、「実施要綱」という)において全国統一に定められているが、実施要綱上の対象児童は、「主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」としており、ご指摘の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻るが、他の利用者の申し込みの状況や園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。	地域の実情に応じて対象とすることは可能という回答ではあるものの、自治体間で取扱いに差があることは保護者にとって不公平であり、また自治体においては案内や調整等で苦慮するケースがあることから、明確化を求めているものである。併せて、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取扱いの明確化を求めていることについても、回答をいただきたい。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に關する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記		対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【松山市】</p> <p>市の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行うにあたり、企業主導型保育事業の地域枠も「確保の内容」としており、事業者からの事前相談があれば、新規設置の状況が把握できない。また、内示状況についても、事業者に聞き取りを行っているため、手間と正確性の観点から、速やかに公表されなければ、今後の保育定員を確保するための検討や「子育て安心プラン」の策定に際して支障が出る。</p> <p>また、待機児童数調査の際に提供される利用児童のデータが一部だけのため、調査に際して、まったく役に立たない。そのため、各施設の申請状況、内示決定状況、利用児童状況(特に人数)をタイムリーに提供していただきたい。</p> <p>【宮崎県】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>第1次回答のとおり、検討委員会報告を踏まえ、企業主導型保育事業費補助金実施要綱等に盛り込むべく、現在具体的に検討を進めているところである。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(11)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(12)企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	通知	令和2年3月16日	<p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱を改正し、実施機関から地方自治体に対し助成決定等の情報を提供することを規定した。</p> <p>なお、令和2年2月に実施された都道府県担当説明会において、実施機関から地方自治体に対し助成決定等の情報を提供する予定であることを周知した。</p>	
<p>【米子市】</p> <p>引き続き、在籍児童が一時預かりを利用した際の「入退所に伴う施設型給付費及び補助金の取り扱い」について、全国統一の制度の明確化を求める。</p> <p>地域の実情に応じ市町村判断で預かりや退所、優先利用調整による再入所を行う現状のままで公費の二重投入が起こりうる。これを防ぐためには現制度下では「在籍児童は里帰り先の預かりは不可」と画一的に取り扱うしかなく、保護者の不利益となる。</p> <p>一次回答では「当初の圏に属する際の優先的な利用調整は可能」とされたことで、前述の場合も児童がいったん退所することで公費の二重投入及び保護者の不利益を回避できるともれるが、在籍施設は児童の退所と同時に給付を受けられなくなり、対象児童が再入所するまで収入減となる。現状の給付制度のままで収入減を防ぐためには新たに児童を入所させるしかなく、対象児童の再入所は職員体制等から確保できない場合がある。施設が不利益を被ることになるため、対応が必要。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>一時預かり事業については、地方の事業実施に支障が生じないようになるとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。</p> <p>なお、所管省の回答で里帰り出産の場合でも一時預かり事業が利用可能であるとなっているが、各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>	<p>里帰り出産の時に、通園していた保育所等を退所しなくとも一時預かり事業が利用可能であること、その際には交付金の対象となること等について、明確化する内容や周知の方法及びスケジュールを2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>保育所入所児童であっても、保護者や児童が抱える個別の事情を考慮し、一時預かりの利用が適当であると市町村が判断した場合は、保育所等に在籍しながら一時預かりを利用することが可能である。この旨周知してまいりたい。</p> <p>里帰り出産等により保育所を退所した児童の再入所における保育所等の利用調整については、児童福祉法に基づき、市町村が責任を持って判断すべきものであり、そのFAQをお示しているところであるが、改めて事務連絡等で周知してまいりたい。</p> <p>(参考)子ども・子育て支援新制度自治体向けFAQ</p> <p>② 母親の里帰り出産等による帰省中に当初の施設・事業所と異なる施設・事業所を利用する場合</p> <p>② 里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場合で、当初の特定教育・保育施設等を退所(圏)しているのであれば当該他の特定教育・保育施設等について広域利用(又は転圏)として給付費及び利用者負担が発生します。</p> <p>なお、この保育利用者が転圏後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。また、当初の特定教育・保育施設等を向うかの理由で退所(圏)していない場合は二重に在籍はできませんので、一時預かり事業等での対応となることが想定され、その利用料が別途発生します。</p> <p>一時預かりの補助金については、里帰り先の自治体が補助金の請求や、実施主体になることが可能であることをお示しする。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(ii)里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	通知	令和2年4月施行	<p>措置済</p> <p>(一時預かり事業実施要綱の一部改正により、留意事項として「出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を追記し、地方公共団体あて通知した。)</p>	